

広報しろさと

お知らせ版

INFORMATION

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂支所 ☎029-289-2211

七会支所 ☎0296-88-3111

編集・発行／総務課

8月15日発行 No.77

8月号

平成23年
2011



7/14 暮らしの会 義援金を寄贈

町暮らしの会が町内各戸から集めた義援金を町へ寄贈いただきました。

敬老会・金婚式式典の中止について



町では、毎年9月中旬に「敬老会・金婚式」の式典を3会場で開催してきましたが、今年度につきましては、東日本大震災により、会場が使用できないため中止といたします。

なお、記念品につきましては、対象者全員に贈呈いたします。

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550

木造住宅耐震診断事業をご利用ください



町では、木造住宅の耐震対策を支援するため、耐震診断を希望する方に「木造住宅耐震診断士」を派遣しています。

申込要件 町内にある住宅で①～⑤の要件を満たしていること。①昭和56年5月31日以前に建てられた専用住宅。②一戸建て木造住宅、2階以下で延べ床面積が概ね30㎡以上200㎡(約60坪)以下(併用住宅の場合、住宅部分の床面積は2分の1以上)である。③在来工法であること。〔プレハブ工法(工場生産住宅)、丸太組み工法(ログハウス)などの特殊な工法は対象外〕④対象となる住宅の所有者に税等の滞納がないこと。⑤診断士の聞き取りに回答ができること。(建築当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示してください。)

自己負担 2,000円

受付予定戸数 10戸(申し込み状況により、診断が次年度になる場合があります。)

申込締切 10月31日(月)

申込先・問合せ 都市建設課

☎029-288-3111(内線261)

浄化槽をお使いの皆様へ



浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、法律により定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が義務付けられています。

■保守点検

内容 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにします。

回数 10人槽以下の家庭用浄化槽…年3～4回

委託先 県に登録している保守点検業者

■清掃

内容 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

回数 年1回以上(全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上)

委託先 市町村の許可を受けた清掃業者

■法定検査

内容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

回数 初回は浄化槽を使い始めてから3～8ヶ月以内、以降は毎年1回(有料)

委託先 県指定検査機関である(社)茨城県水質保全協会☎029-291-4004

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377

県環境対策課 ☎029-301-2966

オストミー講習会のお知らせ



人工肛門・人工膀胱保有者のためのオストミー講習会が開催されます。水戸赤十字病院医師による講話のほか、個別相談や装具展示説明が行われます。

日時 10月2日(日) 午前10時～午後3時

場所 水戸市福祉ボランティア会館
(水戸市赤塚 ミオス2階)

参加費 1,000円

申込締切 9月30日(水)

申込先・問合せ (社)日本オストミー協会茨城県支部
☎029-241-8290

若者対象の就職支援セミナー「就職カレッジ」の開催について



ジョブカフェいばらきでは、フリーター等の若者を対象とした就職支援セミナー「就職カレッジ」を開催します。

日程 10月6日(木)、7日(金)、13日(木)、14日(金)、17日(月)

午前9時30分～午後4時30分

場所 茨城県水戸合同庁舎
(水戸市柵町1-3-1)

対象者 概ね15歳～39歳の求職者で全日程参加できる方

定員 30名

申込・問合せ 特定非営利活動法人 雇用人材協会
☎029-300-1738

司法書士による全国一斉無料法律相談



茨城司法書士会では、10月1日「法の日」にあわせて無料法律相談会を行います。

相談内容は、借金、土地・建物、相続、裁判、会社等に関するものなど、日常生活に関連して生じる身近な法律問題全般を扱います。

なお、当日は電話による相談も受け付けます。

日時 10月1日(土) 午前10時～午後3時

場所 茨城司法書士会館(水戸市五軒町1丁目3番16号)ほか県内13か所

※事前予約不要。当日各会場で受付します。

問合せ 茨城司法書士会
☎029-225-0111

高齢者虐待を知っていますか?

～年間1万件以上もの高齢者虐待が全国で起きています～

厚生労働省の調査によると、高齢者虐待をしている人の半数以上が、「高齢者虐待をしている」という自覚なしに、虐待にあたる行為をしていました。

自分では虐待だと気づかないまま、高齢者に不適切な対応をしていませんか?身近な高齢者で困っている人はいませんか?

次の項目を☑チェックしてみましょう。

- 言ったようにできないので、つい手が出たりどなったりする。
- 善悪をわかってもらうため、叩いたりすることがある。
- 高齢者が話しかけても、無視してしまう。
- 介護や世話が大変なので、面倒をみない。
- 高齢者の年金や預貯金を本人に無断で生活費にしている。
- 認知症や寝たきりの高齢者がいるが、世間体が悪いので、本人を訪ねてくる人がいても、会わせないようにしている。
- 高齢者が認知症のため徘徊するので、部屋から出さないようにしている。
- 経済的に苦しいので、病院や介護サービスなど利用を制限している。

該当するものがあつたときは、高齢者への対応について注意が必要です。

城里町地域包括支援センターにご相談ください。



問合せ 保険課 城里町地域包括支援センター
☎029-288-3111 内線372

不動産取得税の課税のしくみと軽減措置について



■不動産取得税について

不動産取得税とは、土地や建物を取得したときに課税される税金でマイホーム（戸建て住宅・マンション）を購入した場合などに課税されます。

不動産取得税の税率は、土地と建物及びその用途で税率が異なります。

税率 店舗・事務所など住宅以外の建物 ⇒ 4% 住宅及び土地 ⇒ 3%

税額の算出方法 固定資産評価額 × 税率 = 税額

（固定資産評価額とは町の固定資産課税代帳に登録されている価格です）

■不動産取得税の軽減について

住宅・住宅用土地などの取得（別荘を除く）に対する不動産取得税については、一定の要件を満たした場合、申請により軽減措置が受けられます。また、東日本大震災等の災害により家屋・土地が被災した場合にも軽減措置が受けられるようになりました。

- ①住宅用土地／土地を取得した日から3年以内に住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を新築した場合。
- ②土地付き中古住宅または中古住宅／土地を取得した日から1年以内に、住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下で、新築年が昭和57年1月1日以降の中古住宅を取得し、取得者自身が当該住宅に居住する場合。
- ③新築住宅／住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を新築した場合。⇒課税対象額（評価額）から1,200万円（長期優良住宅は1,300万円）が控除されます。
- ④中古住宅／中古住宅の特例適用要件を満たした住宅は、新築された年月日により固定資産評価額から一定額が控除されます。
- ⑤東日本大震災等による災害減免等
 - ・東日本大震災等により被災し、代替家屋・家屋の代替土地を取得した場合。
 - ・家屋・土地を取得後1年以内にその家屋・土地が東日本大震災等により滅失、全・半壊した場合。
- ⑥その他の軽減
 - ・公共事業に伴う代替不動産を取得した場合。
 - ・法人が茨城県内に特定の業種に供する事業所または事業所を新設または増設し、そこで働く従業員が5人以上増加した場合。（産業活性化条例に基づく控除）

申請方法 減額申請書に必要な書類を添えて、水戸県税事務所に申請してください。

問合せ 水戸県税事務所 課税第二課 ☎029-221-4820

入札結果(7月分)

問合せ 企画財政課（詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください）

工事名	場所	落札者	落札金額(税抜)
23城里町障害者基本計画（後期計画）・障害者福祉計画（第3期計画）策定業務	常北保健福祉センター	(株)ワイズマンコンサルティングさいたま支店	1,900,000円
22城里町立石塚小学校校舎改修工事	石塚小学校	株木建設(株)茨城本店	45,400,000円
23歯科ユニットリース	沢山診療所歯科診察室	(株)岩瀬歯科商会水戸支店	(月額) 61,397円
22防火水槽新設工事	高根地内	(有)古川工業	3,900,000円
23城里町花山体育館修繕工事	塩子地内	(有)大座畑建設	1,950,000円
23城里町内小中学校清掃業務	町内小学校8校	(株)アビック	1,110,000円
23城里町男女共同参画基本計画（第2次）策定業務	城里町役場	(株)都市環境計画研究所 茨城営業所	1,780,000円

行政書士無料相談会の開催について



茨城県行政書士会水戸支部の行政書士による無料相談会が開催されます。

遺産分割、相続、遺言関係のほか、土地利用、許認可に関することなどでお困りの場合にはお気軽にご相談ください。

日時 9月13日、10月11日、11月8日、
12月13日、1月10日、2月14日、3月13日
午後1時～午後4時

場所 コミュニティセンター城里

問合せ 行政書士法人 水戸総合事務所
☎029-251-3101

高齢者・障害者の人権あんしん相談



全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、高齢者、障害者に対する暴行・虐待などのあらゆる人権侵害について、人権擁護委員及び法務局職員が相談に応じます。秘密は厳守されますのでひとりで悩まず、気軽にお電話ください。

全国共通人権相談ダイヤル

☎0570-003-110

開設期間 9月5日(月)～9月11日(日)
午前8時30分～午後7時

※土・日は午前10時～午後5時

問合せ 水戸地方法務局 人権擁護課
☎029-227-9919

納付期限をお忘れなく！ 8月の納税

- ・町・県民税(2期)
- ・国民健康保険税(4期)
- ・後期高齢者医療保険料(2期)
- ・介護保険料(3期)

納付期限は8月31日(水)です。

※口座振替ご利用の方は、納期限の前日までに預金残高をご確認ください。

**町税等の納付には簡単便利な
口座振替をご利用ください。**

国民年金だより③⑤

～付加保険料について～

毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

★年間受け取り額の計算式

200円×付加保険料納付済月数

例えば、付加保険料を5年間(60月)納付した場合
<5年間の納付額>

付加保険料400円×5年間(60月) = 24,000円



<基礎年金に上乗せされる額(1年間)>

200円×納付期間5年間(60月) = 12,000円

(付加年金を2年間受給した場合には、
12,000円×2年 = 24,000円となり、納付
した額と同額になります。)

- ※ 付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- ※ 国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。
- ※ 付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できなくなりますのでご注意ください。
- ※ 付加保険料は申し込みをした月の分から納付することができます。

問合せ 保険課 ☎029-288-3111(内線372)
水戸南年金事務所(国民年金業務課)
☎029-227-3251

まごころ

社協善意銀行

- ▷ 青山花しょうぶ保存会 様 12,000円
地域福祉向上のため
- ▷ 加藤 克彦 様 100,000円
亡父の香典の一部を預託
- ▷ 匿名 地デジチューナー 一式
地域福祉向上のため
- ▷ 匿名 未使用切手 56枚
地域福祉向上のため